

ヘイトスピーチの禁止等に関する法の整備を求める意見書

昨今、特定の国籍の外国人や人種、民族への差別をあおる、いわゆるヘイトスピーチが行われており、社会問題化している状況である。

最高裁判所は平成26年12月9日付けの決定で、ヘイトスピーチを行った団体の発言を人種差別撤廃条約にいう人種差別に該当すると認定するとともに、同団体の示威活動等の行為が表現の自由によって保護されるべき範囲を超えているとして、この行為の差し止めを命じた下級審判決に対する上告を棄却し、確定させたところである。

また、平成26年8月28日に国連人種差別撤廃委員会が採択した日本政府に対する最終見解では、ヘイトスピーチを監視し対処するための処置が、抗議する権利を奪う口実として使われるべきでないとして述べつつも、ヘイトスピーチ等から保護する必要のある社会的弱者の権利を擁護する重要性を指摘している。そして、ヘイトスピーチを行った個人や団体に対して、捜査を行い、必要な場合には起訴すること、また、ヘイトスピーチを広めたり、憎悪を扇動した公人や政治家に対して適切な制裁措置をとること等が勧告された。

我が国では、これまでも外国人に対する差別や偏見をなくす啓発活動に取り組んできたところであるが、このような国内外の情勢を踏まえ、国においては、現行法令の見直しも含め、ヘイトスピーチを禁止する等の必要な法の整備を行われるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年9月18日

鳥取県東伯郡北栄町議会

提出先

衆議院議長	参議院議長	内閣総理大臣	法務大臣
-------	-------	--------	------